

令和5年度(2023年度) 国民健康保険国庫支出金等事務研修会

北海道国民健康保険
保険給付費等交付金
(特別交付金：工関係)
〈特定健康診査・特定保健指導負担金〉

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課

北海道国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金：交付要綱第4条第2号工関係）
特定健康診査・特定保健指導負担金

1 概要

(1) 特定健康診査・特定保健指導負担金（以下「特定健診等負担金」という。）

国民健康保険法第72条の5において国及び都道府県が特定健診・特定保健指導に要した費用を3分の1ずつ負担することとされている負担金。

(2) 北海道国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金工関係）

国民健康保険法第75条の2において都道府県が市町村に対し交付するとされている交付金であり、上記(1)の国と道の負担金を合わせて特別交付金工関係として交付している。

2 特別交付金工関係の算定方法

国で定められた一人当たりの基準単価に実施人員を乗じて得た所要額の合計(A)と、市町村が実際に支出した対象経費(B)から寄付金その他の収入を控除して得た額を比較して、いずれか小さい方の額に国の負担割合(1/3)を乗じて得た額(千円未満切り捨て)が国庫負担分であり、これに道負担分を加えた額(国庫負担額×2)が交付額となる。

【国基準額（特定健診・R5）】

	実施人数	基準単価 (円)	所要額 (円)
課税	基本項目のみ 10人	5,004	50,040
	基本項目+詳細項目 5人	5,266	26,330
非課税	基本項目のみ 5人	6,435	32,175
	基本項目+詳細項目 1人	6,772	6,772
	計 21人		(A) 115,317

【対象経費額】

費目	金額 (円)
報酬・共済費・賃金・報償費	0
旅費	0
需用費（消耗品費・燃料費等）	32,600
役務費（通信運搬費・手数料等）	28,500
委託料	100,000
使用料及び賃借料	0
負担金	0
計	(B) 161,100

【算出例】

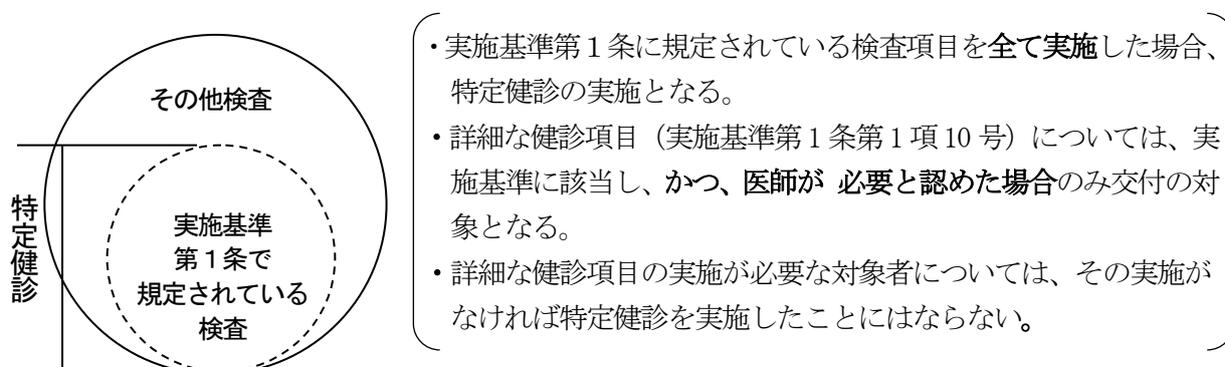
基準額 (A)	対象経費支出 予定(実績)額 (B)	寄付金その他の 収入予定 (実績)額 (C)	差引額 (B)-(C) (D)	交付金 基本額 (A)と(D)のいずれか少ない 方の額 (E)	交付金 所要額 (E)×国庫負担割合 (1/3)×2 (F)
円 115,317	円 161,100	円 0	円 161,100	円 115,317	円 76,000

3 特定健診等負担金の対象経費の基本的な考え方①

- ・ 国及び道は、法令で定めた基準に該当する特定健康診査・特定保健指導の対象者に対して実施した際に要した費用の一部を負担する。
- ・ 従って、定められた基準を満たさない場合の費用、又は、定められた基準を超えて実施した場合の費用は、特定健診等負担金の対象にならない。
- ・ つまり、その者の健康状態等を勘案した結果、特定健診・特定保健指導の枠組みでの実施のみでは十分でないと判断した場合であっても、基準を超える実施は保険者独自の保健事業の位置付けとなり、他の交付金等での補助を検討することとなる。

(1) 特定健診（実施基準第1条）

※実施基準＝特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日号外厚生労働省令第157号）



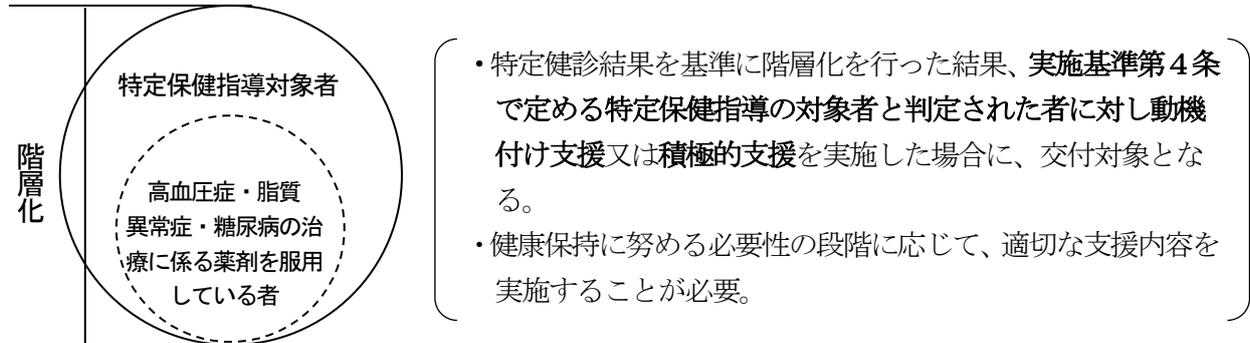
【実施基準第1条で規定されている検査】

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）第20条の規定により、毎年度、当該年度の4月1日における（国保）加入者であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達するもの（75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、次の項目について、特定健診を行うものとする。	
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長、体重及び腹囲の検査
4	BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）の測定 BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ²
5	血圧の測定
6	血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び低比重リポ蛋白コレステロール (LDL コレステロール) の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

10	前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの
----	---

※6は令和6年度（2024年度）以降「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査」

（2）特定保健指導（実施基準第4条）



※階層化＝保険者が、特定健康診査の結果から内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じレベル別（動機付け支援・積極的支援）に保健指導を行うため対象者の選定を行うこと。

【実施基準第4条で規定されている特定保健指導対象者】

高確法第18条第1項に規定する特定健康診査の結果、腹囲が85センチメートル以上である男性若しくは腹囲が90センチメートル以上である女性又は腹囲が85センチメートル未満である男性若しくは腹囲が90センチメートル未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次のいずれかに該当するもの（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）	
1	血圧の測定の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
2	血清トリグリセライド（中性脂肪）又は高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
3	血糖検査の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者

4 特定健診等負担金の対象経費の基本的な考え方②

- ・ 特定健診の実施に係る対象経費は、その実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料使用料及び賃借料、負担金。
- ・ 特定保健指導の実施に係る対象経費は、上記に備品購入費を加えた経費。
- ・ 対象経費となるか否かは、いずれの費目についても国が基準として示す枠組みの実施に必要なか否かが判断指標になる。そのため、特定健診等の実施に直接必要のない費用や、保険者が実施する上での利便性向上のための費用は全て対象外となる。
- ・ 特定健診及び特定保健指導の実施年度ではなく精算年度ごととなる。

例えば、3月受診の健診費用を出納整理期間内に旧年度会計で支払った場合は健診実施年度の対象経費となるが、請求遅れにより新年度会計で支払った場合は健診実施の翌年度の対象経費となる。

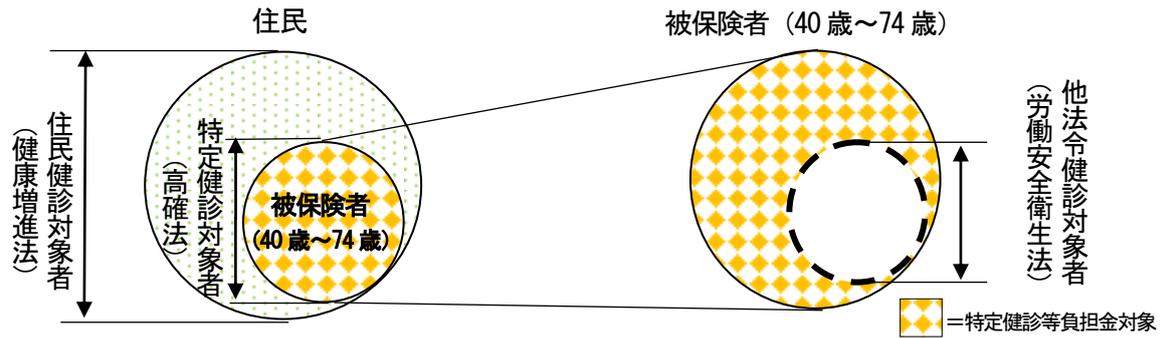
項目ごとの具体例

項目	対象経費となる例	対象外経費となる例
報酬・共済費・賃金・報償費	・特定健診等を実施するために雇用した会計年度任用職員（保健師・管理栄養士等）の person 費	・常勤職員（保健師・管理栄養士等）の person 費 ・専有性のない事務補助職員の person 費
旅費	・特定健診等の実施のために要した旅費	・特定健診等実施者のための研修旅費
需要費 (消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費・修繕料)	・特定健診の受診券・結果通知に要する紙代、これらの印刷経費 ・特定健診等実施後の受診者に対する情報提供に要する紙代、印刷経費	・受診勧奨の広報、普及啓発用資料等に係る経費 ・特定健診に用いる医療機器や器具の購入経費 ・特定健診実施者等が使用する参考図書
役務費 (通信運搬費・手数料・保険料)	・特定健診等の受診券・結果通知の送付費用	・医療機関・事業主等から健診データを受領する際の費用 ・自動車損害賠償責任保険料 ・自動車検査費用
委託料	・実施機関への特定健診等委託料	・特定健診等の決済及び支払代行に係る経費 ・特定保健指導中に実施する検査料
使用料及び賃借料	・特定健診等を実施するための会場使用料	・特定健診等に係るデータの管理システム（電子計算機を含む）や集計ソフト等に要する経費
備品購入費（※特定保健指導のみ）	・効果的かつ専有的な備品購入経費（体脂肪計・血圧計・フードモデル等）	・自動車購入費用
負担金	・特定健診等を他の保険者と共同実施した場合の分担金	

5 特定健診と他法令に基づく健診等との関係

- ・ 被保険者が労働安全衛生法で規定されている事業者健診や健康増進法で規定されている住民健診等他法令に基づき行われる特定健診に相当する健診を受けた場合、保険者がその結果の提出を受ければ特定健診を実施したことに代えられるが、当該健診費用は、他法令の健診実施者が負担するものであるため特定健診等負担金の対象外となる。
- ・ 他法令に基づく健診結果の受領に要する費用も特定健診等負担金の対象外となる。
- ・ 他法令に基づく健診結果の提出を受け、特定健診の項目が不足している場合に行う追加検査費用は、特定健診等負担金の対象となるが、その項目が他法令に基づく健康診断の項目であれば対象外となる。
- ・ 他法令に基づく各種健診との同時実施や、保険者独自に健診項目の上乗せ（人間ドック等）を行った場合、特定健診のみに要した費用が不明確なときは特定健診等負担金の対象外となる。
このため、契約書等により特定健診に要した費用とそれ以外を明確に分ける必要がある。

(1) 各健診の実施義務者等



健診	実施主体	対象者	根拠規定
住民健診	市町村	住民（生活保護者含む）	健康増進法（努力義務）
特定健診	保険者	国保被保険者（40歳以上74歳）	高確法（義務）
事業主健診	事業者	常時使用する労働者	労働安全衛生法（義務）

6 医療機関で治療中の被保険者の検査情報を特定健診の結果とみなす場合

被保険者が医療機関において診療の一環として特定健診の実施内容と同様の検査を受けた場合に、本人の同意の下で、保険者が診療情報の提供を受けることにより、これを特定健診の結果とみなす場合（みなし受診）は、下表を参照。

種類	特定健診等負担金
医療機関が保持している検査データに関する費用（情報提供料）	対象外
集合契約の請求業務に係る支払基金の事務代行手数料	対象外
医療機関が保持している検査結果に係る検査費用	対象外
特定健診として不足する項目の追加検査費用	対象
対象経費と対象外経費が明確に切り分けられない場合	対象外

（第三期「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A」14ページ27より）

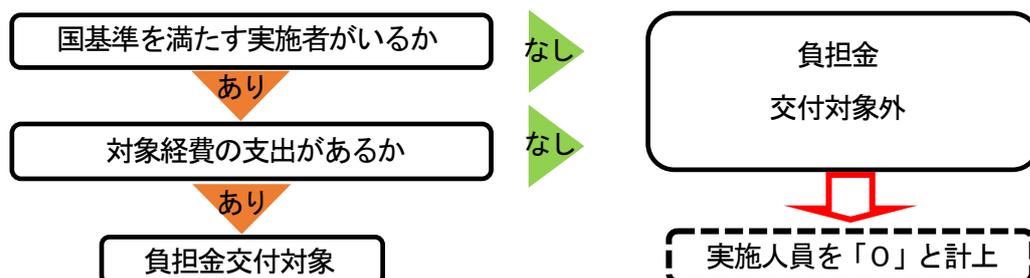
7 申請における留意事項

(1) 特定健診等負担金の対象となる実施人員の考え方について

申請の際に記載する実施人員は、2ページ及び3ページに記載した特定健診及び特定保健指導の基準を満たしている者に限るため、基準を満たさない者に対して要した費用は、保険者の負担となる。

また、特定健診等負担金は、実施に要した費用を国（及び道）が負担するものであるため、保険者において支出した対象経費がない場合、申請の際に計上する実施人員は常に0人となる。

【申請に際しての検討順序】



(例) 様式第一-6号 (3)

(2) 特定保健指導経費別内訳

対象経費支出見込 (実績) 額			(B)欄の内訳
			金額 □
実施人員	積極的支援 (了)	人	
(非課税)	初回面接のみ	人	
	実績評価のみ	人	
0 人 ← - - - - -			0

対象経費が0の場合は、実施人員を0とする。

(2) 法定報告の対象となる実施人数の考え方について

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の算定に関する省令第44条第2項に基づき、保険者は支払基金に対し、毎年度、特定健康診査等の実施状況について報告することとされている (法定報告)。
- ・ 法定報告は、国保加入者のうち特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる者で、年度途中での加入・脱退等の異動がなく、かつ除外規定に該当すると確定されていない者が報告の対象者であり、受診率を算定する時の分母として確定される (「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」1-1参照)。
- ・ 従って、負担金申請における実施人員の考え方と法定報告における実施人数の考え方は異なる。

4ページの5 (他法令健診) 及び5ページの6 (みなし受診) のデータ受領分は、受診率算定に計上できるが、追加検査等の特定健診等負担金対象費用を支出していない限り、**特定健診等負担金の実施人員には含まない (基準額の算定が過大となるため)。**

【法定報告における除外規定者】

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 (厚生労働省告示第3号)

1	妊産婦
2	刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
3	国内に住所を有しない者
4	船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
5	病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
6	高確法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設(同号に規定する施設のうち、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたもの(介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。)に入所又は入居している者

【特定健診等負担金申請と法定報告の実施人数の異同】

特定健診	通年国保		途中加入者		途中脱退	
	他法令健診		加入前の健診		特定健診の受診	
	対象	対象外	受診済	未受診	受診済	未受診
特定健診等負担金（実施人員への計上）	×	○（※1）	×	×	○	×
法定報告（受診率への計上）	○（※2）	○	×	×	×	×

（※1）医療機関等から検査データを受領した場合には計上不可。ただし、受領データに欠損項目がある場合であって、追加検査を受けており、かつ、必要項目を満たす者は計上可。

（※2）健診データを受領した場合に、受領データが特定健診項目を満たす場合のみ計上可。

（※3）特定健診を受診した場合は計上可。

特定保健指導	階層化後に服薬等（除外事由）が明らかになった場合の取扱い		
	①階層化～開始までの間	②開始～完了までの間	③完了後
特定健診等負担金（実施人員への計上）	×	終了した区分に応じて計上可	○
法定報告（実施率への計上）	×	医師との協議で中止→×（※1） 完了まで継続→○	○

（※1）「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」2-1参照

（3）対象経費内訳書に記載する人員数の考え方について

基準額を算定する際の実施人員と対象経費内訳書に記載する委託料の人数（個数）については、原則、一致するものと想定される。

なお、特定健診については、詳細健診を受けた者がいる場合であっても、全ての実施者は必ず基本健診を受診しているため、**基本健診に計上する個数（人数）と実施人員の合計は一致するものと想定される。**

（例）様式第工－6号（2）

（1）特定健康診査経費別内訳

区分			実施人員	基準単価	所要額
課税	単独実施	基本項目のみ	3 人	5,004	15,012
		基本項目+詳細項目	7 人	5,266	36,862
非課税	単独実施	基本項目のみ	0 人	6,435	0
		基本項目+詳細項目	0 人	6,772	0
			10 人		51,874



様式第工－6号（4）

別紙 対象経費内訳書

○特定健康診査

節別経費	品目等	個数	単価	計
委託料	基本健診	10	4,000	40,000
	詳細健診（眼底検査）	3	1,200	3,600

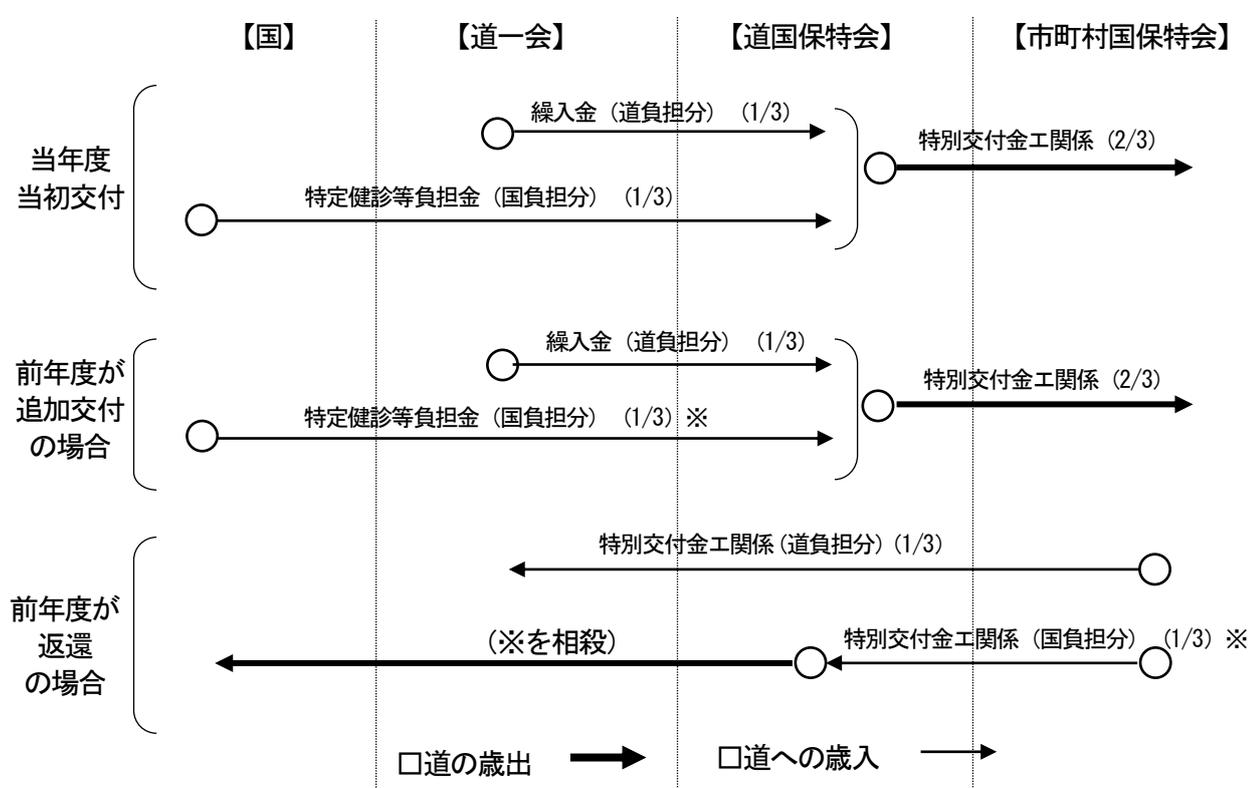
8 特定健診等負担金・特別交付金工関係の会計フロー

当年度分は3月末に特別交付金工関係として交付することとしており（8 負担金・交付金スケジュール参照）、実施期間（4月～翌年3月）内での交付となるため、常に概算払いとなる。

精算払いとすると、市町村が実績報告を終え（翌年6月頃）、国において精算額が確定される翌々年1月以降（令和5年度（2023年度）は令和7年（2025年）1月頃）に市町村に交付されることとなり、市町村等の財政運営に負担を強いることとなるため、概算払いとしている。

また、精算については、実績報告により過大交付となった場合は返還、過少交付となった場合は追加交付する。

なお、返還の場合、道負担分及び国負担分とも歳入科目は「特別交付金工関係」であるが、受入先は前者が一般会計、後者が特別会計となるため、請求書が2枚に分かれることとなる。



前年度精算分について、道における国への返還額又は国から道への追加交付額は、※印の両者を相殺して得た額となる。

9 負担金・交付金スケジュール

令和5年度（2023年度）は、次のスケジュールで交付金申請に係る事務を執り進める予定。道への申請については、期限内に提出していただくようお願いする。

日付	内 容
R 5. 5. 3 1	・R5特別交付金（エ）交付申請、R4実績報告依頼通知発出（道→市町村）
6. 9	・R5特別交付金（エ）交付申請（市町村→道） ・R4特別交付金（エ）実績報告（市町村→道）
6. 3 0	・R5交付申請・R4実績報告（道→国）
1 2 下旬	・R5特定健診等負担金交付決定（国→道）
R 6. 1 下旬	・R5特別交付金（エ）交付決定（道→市町村）
R 6. 2 中旬	・R5特別交付金（エ）概算払申請（市町村→道）
R 6. 3 下旬	・R4特別交付金（エ）確定通知（道→市町村）
R 6. 3 末日	・R5特別交付金（エ）交付（道→市町村）
R 6. 4 中旬	・R4実績精算（追加交付もしくは返還）期限

※上記スケジュールは、国のスケジュール等により変更される可能性がある。

9 関係法令等

（1）法・厚労省発出通知等

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の算定に関する省令
- ③ 国民健康保険法第72条の5
- ④ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条の5、第6条第3項、同条第6項第4号、同項第5号
- ⑤ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準
- ⑥ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
- ⑦ 特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集
- ⑧ 標準的な健診・保健指導プログラム

（2）北海道国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金工関係）

- ① 北海道国民健康保険条例第5条第1項
- ② 北海道国民健康保険条例施行規則第4条第1項
- ③ 北海道国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱第4条第2号エ
- ④ 北海道国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱第4条第2号エ関係事務取扱要領